

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置											
税目	所得税、法人税											
<p>要望の内容</p>	<p>投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合において、投資家において二重課税の調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう、所要の措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1476 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）	（改正増減収額）	（ -	百万円）
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（ -	百万円）										
（改正増減収額）	（ -	百万円）										
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>投資法人を通じて海外投資をする投資家について、内外二重課税を排除することにより、投資家の負担が軽減されることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の外国子会社合算税制において、投資法人が間接投資を行う場合、多くのケースで外国子会社合算課税の対象となる。</p> <p>しかしながら、外国子会社合算課税の対象となる外国子会社で生じた外国税を投資家レベルで控除する仕組みがなく、二重課税となってしまうため本施策が必要。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	内外二重課税を排除し、投資家の負担が軽減されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	外国子会社合算税制の適用を受ける外国子会社を有する投資法人の投資家に対して適用される見込み
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家における内外二重課税が排除されることにより、投資家の負担の軽減に寄与する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は投資家レベルにおける内外二重課税を排除することにより、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	